



足立区政ニュース

THE ADACHI KUSEI NEWS

第8號

發行
 五〇 足立区千住一ノ山
 役所 東京都足立區山雅二
 足立區長 大田雅二
 編輯
 係 07
 課 44
 文 44
 書 44
 總務課 44
 課 44
 電 384
 足立

本年初の區議會

昭和24年第1回
足立區議會(定例會)開會

本年初の定例區議會は去る二月二十五日開會、審議された議案は次の通り、何れも原案通り可決された。

一、東京都足立區立中學校分校廢止の件
 區立第十四中學校は豫て新築中の所昨年未完成したので従來小學校内に併設した伊興、舍人兩分校をそれぞれ廢止した。

一、東京都足立區立中學校位置變更の件
 區立第十四中學校は淵江小學校内に區立第八中學校は江北農工學校にそれぞれ併設されていたが新校舍完成により區立第十四中學校は伊興町大境一、五九一に區立第八中學校は上沼田町一、七八二にそれぞれ位置變更した。

一、東京都足立區立公衆浴場設置條例中改正の件
 大谷田町八八六に大谷田公衆浴場が設立されたので従來の條例中小台公衆浴場の次に挿入された。

一、東京都足立區手数料條例中改正の件
 従來の各種證明手数料が十圓から二十圓に値上された。

一、寄付受領に關する件
 東京都足立區役所廳舎並びに支所建設協賛會(會長佐久間榮吉氏)外五名より建物、自轉車備品等の寄付を受領した。

一、昭和二十三年度東京都足立區歳入歳出追加豫算昭和二十三年度追加豫算として總額一九、二三三、八八二圓を承認した。

なお區議會に先立ち午前十時より議事堂に議員協議を開會定例區議會に上程される追加豫算その他の議案について豫め慎重審議を行い引き続き區民の日常生活に深い關係を持つ都電の延長や元宿排水場の工事促進について夫々都及び都議會へ請願陳情を行うことに満場一致決定した。

經濟安定九原則で日本經濟の

再建を!!

貯蓄組合を結成しましょう

昨年十二月總司令部から日本經濟安定の九原則の發表があり、日本經濟の自立復興を日本自らの責任で行うべき旨を指向し同時にそれに對するアメリカの援助は今後の日本自らの努力によつて考慮されるであらうことを明らかにしております。

そこで私たちはどういう心構えでこれに對處したらいいでしょうか。

祖國の再建は誰しも心からこいれがうところであり、それがためには國民のすべてが缺乏に耐えて、この九原則の線に沿つて長い努力を傾けて行かねばならぬところであり、行かぬと云ふことは、國民の責任を放棄するに等しいと云ふことができます。

この九原則に指摘された事項はすべて私たちの生活に重大の影響をもつものであります。中でも私たちが日常生活に織り込んで實行して行かねばならぬことはその第二項に謂われている。

徴税組織の改善と脱税行爲に對する強力な措置であります。

これは政府の措置を指摘されたものであります。國民

の立場からこれをみれば、納税に積極的な協力態勢を整へるというところであると思ひます。

それには私たちは先づ貯蓄組合を結成して納税に備へるべきではないでしょうか、納税に備へて地區毎に貯蓄組合を、と提唱致します。

足立區役所では只今各出張所を通じて強力にこの運動を展開してあります。

組合結成による貯蓄の實踐は國民の皆様の生活に計畫性と將來性を附與することであり、進んでインフレを終息せしめる道であり、九原則の完全實行と相俟つて日本再建に繋がるものであります。

商業地帯には古くから、何々講といつたもので商店街連合日掛貯蓄金を實行して不時の入用に備へる風があり、また最近住宅地帯でも有志が寄り集つて日掛貯蓄金を實行しているところも處々に見受けられるようです。

こうした場合、區役所迄所定の様式により届出れば國民貯蓄組合法による貯蓄組合として一定額迄その利子につき課税免除の特典もありますから、進んで手續きされるようおす、めします。

預金先は銀行、地域信用組合、郵便局等何處でも差し支えありません。

區としましてはこれによつていろいろ施策を講じていることが出来ます。

徴税強化が叫ばれている昨今この運動に共鳴して、商業地帯にも農業地帯にも續々貯蓄組合の結成をみています。

先づ貯蓄組合を結成しましょう、こゝに重れて提唱致します。

今月中旬申込受付

北三谷分二九棟五戸

さきに本紙第五號で豫告した都營住宅北三谷町分二七棟五戸は近々工事完成の見込で申込は三月中旬の豫定で目下都と打合中であるが時日その他確定次第本紙上又は區役所各出張所を通じて揭示するところとなつてゐる申込要領は前回と同様である。

なおこの外上沼田町分一二棟二四戸、新田下町分六三棟一四戸は目下工事も九〇%進捗して申込受付も目下進捗している。

希望の都營住宅

該當者は速かに申出下さい 特別未歸還者給與法制定さる

昭和二十三年十二月二十九日法律第二七七號に依り災害給與が制定せられ廣く元軍入軍屬に對して適用することとなり又「特別未歸還者給與法」の制定に伴い一般邦人中ゾツエト社會主義共和國連邦の地域内で未復員者と同様の生活をして歸還された人にも災害給與を支給することとなりました。

- 一、災害給與の種類
- イ、療養費
- ロ、遺骨の埋葬に要する經費
- ハ、障害一時金

- 二、未復員者が自己の責に歸することのできない事由に因り傷病に罹り療養を要する時は復員後二年間（既に復員された方に對しては本法施行後二年間）本人に對して必要な療養費を支給いたします。
- 三、療養費の支給を受けている者が死亡した場合に遺骨の埋葬に要する經費として死亡者一人當り一五〇〇圓をその遺族に支給します。
- 四、未復員者が自己の責に歸することのできない事由

五、他の法令の規定に依り災害給與に相當する給付の支給を受ける者には本法を適用いたしません。

六、災害給與の支給を受けようとする時は本人より直接現住所の世話課に申請（國立病院で療養を受けている者については病院長が一括して手続きします）する事になつていますが、細部につきましては東京都民生局世話課業務班（電話淺谷四一九五九）に御連絡下さい。

災害給與につきましては以上の通りですが該當者は成るべく速かに直接世話課又は最寄りの市區町村役場を経由して御申出下さい。

失業の共同作業場設置

區と社會事業協會提携

區では労働省都労働局の慈惠もあり、近い將來必ず到来する深刻な失業地獄時代に備えるために失業者や就職困難な者を就労させて、生計に必要な賃金を取得させる共同作業場建設計畫を昨年来推し進めてきたが、區の財政が窮迫している今日では資金の面で困難な事情にあるので、今回足立區社會事業協會と提携してこの事業を遂行することに左の通り兩者間で諒解が成立

度として發足し、基礎を固めて順次規模を擴げる。經費概算は次の通りである。

(イ) 建物建築費(五〇坪) 五八〇、〇〇〇圓

(ロ) 機械器具費 二〇〇、〇〇〇圓

(ハ) 運轉資金三三〇、〇〇〇圓

(ニ) 事務費 三三四、〇〇〇圓

計一、四五四、〇〇〇圓

なお足立區社會事業協會は民生委員を中核とした社會事業團體であり、その施設であつた授産場が昭和二十年春の戦災で焼失して以來、活動を休止していたが、昨年来同協會再建の議が持ち上り、役員の改選、會則の改正を行い、戦後の區内社會事業に寄與するべく態勢を整備し、二月中旬から右共同作業場の建築資金の募集運動にかゝつた。

綾瀬川以西の水利組合會議員選舉終る

綾瀬川以西用水路普通水利組合會議員選舉は四ヶ年の任期満了により二月二十日午前九時から各選舉區において選舉が行れたが従來の互選方法は改められて立候補制度が採用された。

選舉期日前立候補者の辭退等があり全九選舉區のうち、第一、第四、第六の選舉區以外は無投票を以つて當選人を決定した。投票を行つた第三區においては最初低調を豫想されていた水利組合の選舉には稀に見る熾烈な選舉運動が展開された模様で右選舉の結果各選舉區の當選者及得票は次の通りである。

選舉區	得票數	候補者氏名	備考
第一區	一一二票	西野善次	無投票當選
第二區	八八票	田中米藏	無投票當選
第三區	五七票	清水伊三	當選
第四區	七〇票	矢野伊三	當選
第五區	六三票	中村富壽	當選
第六區	四八票	内田市吉	當選
第七區	三〇票	山本己吉	當選
第八區	七〇票	遠山欣史	當選
第九區	三〇票	日口龍吉	當選

井口整形 外科病院
元方面館跡 赤門

求素人工 竹本工業株式會社
竹本友好 千住元町三 電話三五〇一

時計貴金屬 並カメラ 柏光社
千住三ノ一 電話二七六七

狭山砂川園 茶
店主 小林勇太郎 千住壽町七七 電話足立二八七九

愛の運動

二十三年度 共同募金成績

二十二年度の共同募金運動は、區の地域では區役所が主体となつて民生委員がこれに協力するといふ形態をとつたが、二十三年度は民生委員が中核

体となつて東京都共同募金足立區協力會を組織して、民生館所の管轄區域毎に支部を設けて同運動を展開した。目標額金貳百四萬九千圓に對して募金實績は百拾六萬七千四百三拾三圓貳拾錢で七割六分に當り二十二年度の實績の五拾萬四千四百三拾九圓九拾壹錢に比し好成績だつた。地域別内譯は左の通り、

區分	町名	募集金額	應募金世帯
千住關屋民生事務所管内	旭、柳原、東、日ノ出、一、二、曙	一七五、〇六六	四、〇〇六
	千住、一、二、三、四、五、橋戸河原、中居、綠、宮元	二七五、七九〇	三、五七〇
千住新橋	元、龍田、大川、壽、柳、櫻木	一六、九三〇	三、六九〇
	五兵、伊藤谷、反野南、日ノ出、三、四、二、家、東加兵	九二、三六〇	二、五三〇
五兵民生事務所管内	西加兵、神明、辰沼、内匠、六木	九二、三六〇	二、五三〇
	大谷田、長門、北三、谷、普賢寺、佐野、蒲原、上、下、谷中	一一〇、〇〇〇	三、九七〇
梅田	高砂、八千代、末廣、若松、梅田	一八、六五九	二、九一〇
	梅島、島根、東島根、六月、保木間、竹之塚、小右衛門、栗原、東栗原、花畑	一三、〇一一	四、〇〇元
本木民生館管内	第一部 本木、一、二、三	一六、三六〇	三、八八〇
	第二部 本木、四、五、興野、西新井、伊興、舎人、小台、本木、下の一、北堀、内、下沼、田、高野、南宮城、新田、上沼田、加賀、血沼、谷在家、北鹿	一三、〇五〇	二、九六〇
沼田民生事務所管内	第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十	一六、三六〇	三、八八〇
	合計	一五七、四三三	三、五三六

子供の劇場 日曜小劇場開設

今回當足立區児童生徒に對し健全な情操教育を施し文化の向上を圖ると共に演劇を通じ豊かな情操を陶冶し明朗活潑な児童生徒を育成する目的の下に千住會館主跡部欽也氏並に各小、中學校及び子供會等の文化面に活躍して居る人々の盡力により日曜児童小劇場が開設され開場式並に第一回公演會が去る二月二十七日盛大に開催された。

特に戦後の社會秩序紊亂と道義の頹廢が純心なる児童生徒に及ぼす影響に思いを致す時この大きな防波堤としての児童小劇場の活用前途に多大の期待が寄せられる。

この児童小劇場は今後毎日曜日午前午後各一回宛開放され児童生徒の演劇に對する研究心と文化向上のための楽しい研究所となる事と思はれる。

文化施設に恵まれていない當足立區に斯くの如く文化活動の源泉を得た事は免も角一ツの朗報と言ふべきである。

(保健所使) 公衆衛生指導實施

保健所の衛生課では主管係員を動員し二月七日より十八日迄の間、旅館、浴場、興業場(映畫、演藝)の一齊衛生指導を實施致しました。

これは昨年十二月二十五日に施行細則が公布されてから最初のことでもありましたので各業者とも今後改善すべき點は大いにあるのではないかと思われます。

現在當區に於ては旅館二軒、浴場四五軒、興業場六軒であります。

東京軍政部並に都衛生局の嚴

買ひい店を私達で

『主婦の店』選定

価格、品質、量目、サービス、衛生施設などの點で果してあなたが毎日買つて居る店が優良であるかどうかを主婦の手で選定する「主婦の店」の投票が三月十五日、十六日の兩日次の要領で行はれますから洩れなく御投票下さい。

一、選定の範圍
今回の選定は八百屋、魚屋、乾物屋、酒屋、肉屋となつています。

二、選定の方法
各出張所単位で投票を行い決定します。

投票用紙は當日出張所でお渡し致します。

投票期日 三月十五日
三月十六日

三、選定の條件
①他店より價格の安いこと
②價格表示が守られていること
③品質の良いいこと
④量目の正しいこと
⑤サービスの良いいこと
⑥清潔なこと

◎お米 配給
◎小麥粉 配給

三月分小麥粉六日分が三月一日から十五日迄にお米七日分が同十七日に配給になります

日本布靴工業株式會社

社長 長谷川貞三

千住壽町74
TEL 足 2474

各種製紙機械專門設計製作
各種高壓送水ポンプ設計製作
各種シムス真空ポンプ設計製作
各種高壓送水ポンプ設計製作
株式會社 伊藤製作所
取締役會長 伊藤 音治
取締役社長 八島 千代治
専務取締役 島田 正載
東京都足立區千住東町三三番
電話 淺草 84 三三三三番
電話 足立 二〇一 三八九番

清水表具店

千住高砂町一二二
元三軒家通り土手際

迅速表装 對立
金銀、屏風
其の他一式請負
御一報次第參上
致します



お断り
本紙前號に區役所の機構を發表したが、そのうち土木課梅田派出所が脱落したので土木課管理係の次に次の通り補充願います。
土木課梅田派出所
(木村治三郎)

税金と私達の生活(八)

都税の話 其の七

八、入場税
課税対象
入場税は次に掲げる場所への入場又はその場所の設備の利用に對して課税されます。

1. 演劇、映畫又は観物を催す場所、舞踏場、競馬場、遊園地等
2. 麻雀場、球突場、ゴルフ場、スケート場、貸船場、博覽會場及びこれ等に類する場所

注1. 右の1、2の区分は大體1、はその場所への入場に對して課税され、2、はその場所の設備の利用に對して課税されるものであります。但し、厳密な区分は出来ませんから徴收權の委任の区分と御承知願います。

注2. これ等に類する場所とは、釣堀場、卓球場、射的場、半弓場、ローラースケート場、圍碁將棋場、屋内ゴルフ場、ぼちんこ場、コリントゲーム場等をなす遊技場を含みます。

注3. 遊園地又は博覽會場内等における麻雀場、球突場、ゴルフ場及びスケート場等の設備を利用する時はその利用に對しても課税されません。

注4. 旅館、クラブ會館等の一部に球突場、又は麻雀等の設備をなしその設備を利用する人から料金を徴する場合はその利用に對しても課税されません。

課税標準
入場税は入場料金又は利用料金を課税標準として賦課されます。入場料金とは、入場料、觀覽料、座席料、仲饒、下足料、敷物料、會費、入會金、その他名義の何であるかを問はずその催物の主催者若しくは場所の經營者が入場者からその入場について領收すべき金額の合計額をいひ、利用料金は利用料、チケット、テーブル料、競技料、遊技料、貸船料、船頭料、會費、入會金、その他名義の何であるかを問はず、又その場所の設備の何であるかを問はずその場所の設備の經營者が利用者からその利用について領收すべき金額の合計額をいひます。

注1. 従業員クラブ其の他會員組織によるものは、維持費又は會費全部が入場料金として利用料に相當するを認めら

れるときはその金額に課税する。

口、維持費、會費中に入場料金又は利用料金とその他の費用を含む場合はこれを區分して入場料金又は利用料金に相當する額を課税標準とする。

注2. 票券の取次販賣業者(ブレイクガイド等)が販賣する票券は取次販賣業者が販賣したときにその金額を課税標準とします。

注3. 入場者又は利用者が入場料金又は利用料金を支払はないうで、公務又は業務によるものを除き入場料又は利用料金を支拂つたものとみなしてこれを課税標準とします。

イ、進駐軍將兵に對しては、入場税を課税し、ロ、進駐軍將兵以外の一般の外國人に對しては、日本人と同様に課税する。

賦課率
入場料金又は利用料金の百分の百五十

但し學生その他運動等技をなすことを業としな者が運動競技を催す場合において入場料金の百分の六十

1. 免稅
史蹟、名勝、天然記念物に指定された場所及び神社佛閣又は寶物館、博物館、動物園の入場

2. 大弓場、乗馬場、テニスコート、プール等において專ら体育のためにその場所の設備を利用するもの

注、大弓場は射的距離が十間以上のものをいひ、義務教育にかゝる生徒児童等が教育上の目的のために入場するものをいひ、但しこれはあくまで教育目的の遂行にその實費負擔の軽減が目的であり、學校又は團體の資金獲得等の目的のものはこの規定以外であります。

納税手續
入場税はその利用者が個々に直接納税するのでなくその催物の主催者又は特別納税義務者としてその入場者又は利用者から毎月十五日迄に前月の入場料金又は利用料金を徴收して毎月の納付書に納税額を記載した申告書を區長宛に提出し合書の交付を受け、右の申告のうち常設の場所の入場又はその場所の設備の利用に對しては都知事に申告し、入場料金の特別納税義務者は入場料金及び税額を記載した票券を納入し、都知事に交付し、票券の式は都知事の承認を受け、一券毎に検査済印の押捺を受けることに成つて居ります。

今回廣告掲載長期契約の便宜のため廣告料をつぎのように割引いたします

廣告料の割引

掲載規格	一回の掲載料	割引率	料金額	摘要
四分の一段	二〇〇〇圓	六回繼續	一、八〇〇圓	
四分の二段	一、〇〇〇圓	十二回繼續	一、〇〇〇圓	
四分の三段	六〇〇圓		三、六〇〇圓	
四分の四段	四〇〇圓		五、四〇〇圓	
一段	八〇〇圓		七、二〇〇圓	

尚廣告のお申込は總務課文書係 區役所二階 電話三三八四七(九)

齒科 健康保險醫

東京醫科齒科大學
得業士 重松勝八郎
顧問 重松 三幸
診療所 千住壽町八二
河原町七一
電話二〇八三

お預金は
中小商工業者の金融の相談は
足立區内の庶民金融機關である
足立信用組合へ
庶民金庫足立代理所
足立區千住一ノ五番地 電話足立二七七二番

區の發展は街の繁榮から!
街の繁榮を背負つてたつ
北千住驛前通りの
株式會社 彌生
みなさまがたの店
洋品と洋装と生地
電足2427 北千住驛前美觀商店街

株式會社
大山製靴工業所
城北護謨工業株式會社
東京都足立區柳原町二一四
電話足立三七五三番

諸印刷と文房具
織田印刷所
千住二ノ五
電足三七六七番
北千住驛前美觀商店街通

三和護謨
製造合資會社
足立區西新井町一六七五
電話足立二二三八一

諸印刷と文房具
織田印刷所
千住二ノ五
電足三七六七番
北千住驛前美觀商店街通